

入札監理小委員会における審議結果報告

(独) 住宅金融支援機構

「独立行政法人住宅金融支援機構総合オンラインシステムの運用業務」
について

独立行政法人住宅金融支援機構の「独立行政法人住宅金融支援機構総合オンラインシステムの運用業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

○事業概要

独立行政法人住宅金融支援機構の基幹系システムである、総合オンラインシステムの運用業務（運用統括、運用作業（システム運用作業、業務運用作業、プリント業務、パンチ業務、媒体等搬送）、サービスデスク）を実施するものである。

・市場化テスト2期目

| | |
|------|---------------------------|
| 第1期 | 平成29年6月～令和4年12月（5年7ヶ月） |
| （延長） | 令和5年1月～令和5年12月（1年間）（契約延長） |
| 第2期 | 令和5年7月～令和10年12月（5年6ヶ月） |

○これまでの経緯

3年間連続して1者応札であったため自主選定され、平成27年公共サービス改革基本方針（平成27年7月10日閣議決定）別表に記載された。

市場化テスト1期目の事業評価において、1者応札の継続により競争性の確保において課題が認められた。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

○ 1期目の評価時に機構が行った事業者ヒアリングにより、以下(1)～(4)の課題を抽出し、2期目の実施要項案では以下の対応を行った。

- (1) 再委託に係る応札要件が厳しい
- (2) 仕様書のボリュームに比して検討時間が足りない。
- (3) 質問回答後に提示された資料の確認期間が短い。
- (4) 引継ぎ期間が短い。

(1) 再委託比率要件の撤廃

【事業者意見1】事業者の外注比率が高く、再委託に係る応札要件（原則50%以内）が厳しいという意見があった。

(※) 事業評価において、質の確保の観点から、再委託可能な部分を明記するなどの検討が必要ではないかとの意見もあった。

【対応1】再委託に係る応札要件については、業務内容に応じた再委託が可能となるよう再委託比率要件を撤廃した。 (【資料 1-2】 P15/102)

(2) 公告期間の延長

【事業者意見2】仕様書のボリュームが大きく、検討時間が足りないという意見があった。また、仕様書等の質問回答後の確認に時間を要するという意見があった。

【対応2】公告期間を 65 日間から 90 日間と長期化することで、入札に参加し易い条件とした。 (【資料 1-2】 P9/102)

(3) 引継ぎ期間の確保

【事業者意見3】引継ぎ期間が短く、リスクが高いという意見があった。

【対応3】落札者決定から委託業務開始までの期間として6ヶ月（180日）程度を見込み、委託業務の十分な引き継ぎができる期間を確保した。 (【資料 1-2】 P7-8/102)

3. その他の修正変更について

(1) 現行事業における要員数の開示

【対応】事業者が過度に要員数を見積もることがないように、現行保守事業者が稼働している要員数を別紙5「従来の実施状況に関する情報の開示」に示した。 (【資料 1-2】 P85-86/102)

(2) リモート作業、web 会議、新型コロナウイルス感染予防への対応

【対応】リモートでの作業、Web 会議の活用、新型コロナウイルス感染予防対策に関する対応等について必要な事項を追記した。

(【資料 1-2】 P70-72, 79/102)

4. 実施要項（案）の審議結果について

【指摘1】新システムの仕様について新規参加者が分かるように説明の追記を検討願いたい。

【対応1】当該基盤更改を、システムの構成を変更せず、システム基盤のみ変更し、現行システムから新システムへ移行する方式により実施する旨、追記した。また、本件業務の業務量及び業務内容は、ソフト

ウェア・ハードウェア製品の変更に伴い軽微な手順の変更が発生する場合等を除き、現行から変更がない想定である旨、追記した。
（【資料 1-2】 P4, 26/102）

【指摘 2】 引継ぎにおいて現行事業者が作業することで発生する費用を機構側で負担することについて、新規参入者が分かるように説明を追記することを検討願いたい。

【対応 2】 現行請負者及び機構が指定する事業者が引継ぎを行うための経費は機構が負担する旨、追記した。また、民間事業者が引継ぎを受けるとする経費については入札価格に含める必要がある旨、追記した。
（【資料 1-2】 P6, 49-50, 61/102）

【指摘 3】 統括業務が責任の主体を担う重要な業務に見えるため、機構を支援する業務であることが新規参入者に分かるように説明を追記することを検討願いたい。

【対応 3】 業務上の承認行為等に伴う意思決定については機構が行う旨、説明を追記した。また、調整、取りまとめ及びコントロールを行う範囲の説明として、事業領域等の追記も行った。
（【資料 1-2】 P5, 44/102）

5. 意見招請への対応について

令和 4 年 7 月 11 日から 8 月 17 日までパブリック・コメントを行い、1 者から 11 件の意見が寄せられ、仕様の具体化・明確化（3 件）、および誤記の訂正（1 件）を行った。

（【資料 1-2】 仕様の具体化・明確化 P36, 41, 48/102、誤記訂正：P40/102）

以上